

## 芦屋・小野レディースクリニックでの産後ケアのご案内

院長 小野利夫



芦屋市では、出産退院後のお母様と生後 4 か月以内のお子様を対象に、産後ケア事業を開始しました。

育児は、児の成長と共に楽しい経験もたくさんありますが、育児にはなにかと不安や心配事はつきもので、想像していた育児と違い、戸惑うことも多く経験されることになります。

芦屋市に住民票がある方で出産後 4 か月以内であり、ご家族からの家事や育児のサポートを受けることが難しく、母子ともに医療の必要性はないものの、以下のいずれかに当てはまる方が対象です。

### <対象となる方>

- ①産後の身体の回復に不安がある方
- ②育児に不安がある方
- ③休養や栄養など生活面で相談を必要とする方
- ④その他特に支援が必要と認められる方



### <費用>

芦屋市からの産後ケア事業への補助があり、通院でも宿泊でも 7 日以内であれば、下の自己負担のみで支援を受けることができます。

自己負担額（1 日あたり）

世帯種別等	宿泊型	通所型
生活保護世帯	1500 円	1000 円
市民税非課税世帯	3000 円	2500 円
一般世帯	7000 円	6500 円
夫と妻の合算所得が 730 万円以上	11000 円	10500 円
多胎のとき乳児一人につき	1500 円	500 円

(例) 一般世帯が 1 泊 2 日で宿泊型を利用した場合、自己負担額は 14000 円

### <利用時間>

宿泊型：午前 10 時～最終日の午後 3 時

通所型：午前 10 時～当日の午後 4 時

### <利用可能回数>

宿泊型、通所型をあわせて7日以内であれば組み合わせ自由です。

### <申請から利用後までの流れ>

- ① 保健センターに来所または電話で連絡します。
- ② 保健師が自宅に訪問し、相談の上、「産後ケア事業利用申請書」を記述する。
- ③ 「産後ケア事業利用承認決定通知書」を受け取ります。  
この折に、PCR検査キットを保健師から受け取り、検体をクリニックまでご家族の方でもよいのでご持参ください。
- ④ ③に記載されている自己負担額を、保健センターの窓口で支払い、「利用予約票」を受けとります。
- ⑤ PCR検査の陰性を確認後、本クリニックでの産後ケア事業を利用します。
- ⑥ 利用終了後、保健師がご自宅を訪問して様子を伺います。  
\* 出産の入院中に、保健センターに連絡を入れれば、クリニックに保健師が訪問して手続きを進めることもできます。産後2日目から連絡すれば、退院をせずに、産後ケア入院につながることも可能です。産後すぐのサポートがない方は、妊娠中から申し込みすることも可能です。

### <注意事項>

- 産後ケア事業は、助産師等の専門職から24時間体制で、授乳に関する不安、育児全般の相談を受けられます。そのため、基本は母児同室で、お子様の預かりはしておりませんが、お母さまの心身の状況で判断します。
- 医療行為は実施しませんが、緊急時に備えて、母子の医療保険証と乳児医療証は、持参ください。
- 利用における交通費や物品（おむつやタオルなど）購入は実費負担となります。
- 利用のための、母子の寝衣、洗面道具、スリッパなど日常的に使用するものは持参ください。当院で準備する場合は、別途料金がかかります。

### <申し込み先>

#### 芦屋市保健センター

芦屋市呉川町14-9（芦屋市保健福祉センター3階）  
（平日午前9時～午後5時30分受付）

TEL：0797-31-1586 FAX：0797-31-1018

